



4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

民法の改正により、4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。成人になれば、親(法定代理人)の同意を得ることなく、本人が単独で契約できるようになり、トラブルに巻き込まれる危険も…引き下げにより変わることや注意点を知って、トラブルを回避しましょう。

現在未成年の方が新成人になる日

生年月日	新成人になる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



成年年齢の引き下げによって変わること・変わらないこと

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
●親(法定代理人)の同意がなくても契約できる。 例えば…・携帯電話の契約 ・クレジットカードをつくる ・ローンを組む ・一人暮らしの部屋を借りる など ●10年有効パスポートの取得 ●国家資格を取る。 例えば…・公認会計士 ・司法書士 ・医師・薬剤師免許 など ●結婚…女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ●性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる	●飲酒 ●喫煙 ●公営ギャンブル(競馬、競輪、オートレースなど) ●養子を迎える ●大型・中型自動車免許の取得

こんなトラブルにご注意ください！

未成年者が親(法定代理人)の同意を得ずに契約した場合は「未成年者取消権」によって、原則、その契約を取り消すことができますが、成年に達すると「未成年者取消権」の行使はできなくなります。そのため、契約に関する知識や経験が少ない「新成人」は悪質業者に狙われやすく、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高くなるので注意が必要です。

★定期購入

【事例】

SNSの広告を見てお試し価格500円のダイエットサプリメントを購入した。その後、頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分の商品がまとめて届き、4万円分の請求があった。

【アドバイス】

- ・契約内容、解約条件をしっかりと確認しましょう。
- ・証拠として事業者連絡した記録や注文時の画面等を残しましょう。

★怪しいネットのもうけ話

【事例】

SNSで知り合った人から「1日10万円稼げる」という副業のメールが送られてきた。「簡単に稼げる」と書いてあったので、インターネット上で50万円の情報商材※を購入したが、まったくもうからない。
※お金もうけのノウハウとして販売されている情報

【アドバイス】

- ・「簡単に稼げる」などという、うまい話はありません。友人・知人からの誘いでも安易に信用しないようにしましょう。
- ・少しでも怪しいと思ったら、契約しないようにしましょう。

★偽通販サイト

【事例】

百貨店の閉店セールで、高級ブランド品が格安で売られている広告を見つけ注文した。その後、代金引換で商品が届き、開封したところ、偽物だということがわかった。百貨店のホームページを確認すると偽通販サイトについて注意喚起がされていた。

【アドバイス】

百貨店が通販サイトで高級ブランド品を格安で販売することは通常ありません。百貨店から偽通販サイトについて注意喚起されている場合もありますので、公式ホームページや偽通販サイトのURLを確認しましょう。

送りつけで届いた品物は直ちに処分可能に！

〈事例〉

自宅に突然、海産物が送られてきた。注文した覚えはなかったが、家族が注文したものかと思い、受け取った。しかし、家族の誰も注文していないと言う。請求書も同封されていた。受け取った荷物はどうしたらいいのか。支払いはしなければならないのか。



〈ワンポイントアドバイス〉

注文をしていない商品を一方的に送りつけ、代金を請求してくる手口を「送りつけ商法」といいます。

一方的に送りつけられた商品は、すぐに処分ができるうえ、代金を請求されても支払う必要はありません。

全国的に送りつけ商法による相談が増えており、埼玉県内でも令和元年度の170件から令和2年度は253件(令和2年度埼玉県消費生活相談年報による)と約1.5倍に増加しています。最近では、海産物のほか、マスクやおもちゃなどの送りつけ商法が増えており、届いた荷物に請求書が入っていない事例などもあります。

注文していない商品が送られてきた時は、消費生活センターにご相談ください。

〈送りつけ商法の注意点〉

・事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送りつけられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

・誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送りつけられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。



©埼玉県消費生活課

※☎188（消費者ホットライン）
最寄りの消費生活センターにつながります。

〈ご利用ください、消費生活相談〉

相談日／毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く）

午前10時～正午、午後1時～4時

場 所／消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）

電 話／☎463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務などの相談を受け付けています。

